

『東大和市一般廃棄物処理基本計画』（素案）に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、平成24年3月に、平成29年度までの5年間を計画期間として「東大和市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その後、平成26年度及び平成28年度に計画の改正（（仮称）新ごみ焼却施設の更新に向けた追記、文言整理等）を行いました。

平成24年度から平成28年度までの4年間で、東大和市の廃棄物排出原単位（市民一人1日当たりの排出量）は750.9gから679.7gに減少し、平成28年度においては、多摩地区で4番目に少ない排出量となっています。

これまでは、「分ければ資源」として、排出時における廃棄物の分別を周知してきましたが、今後は、循環型社会の構築を推進する上で、資源物については、購入したお店に戻す「マイバッグ資源を入れて お買い物」を、広く市民の皆様にご協力いただき、消費者（市民）目線から行動を改革することで、発生・排出抑制を強化した廃棄物の減量を目指します。

このたび、現行計画の進捗状況及び東大和市廃棄物減量等推進審議会での審議を踏まえ、本計画の素案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 東大和市一般廃棄物処理基本計画策定の目的

従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、地球環境の破壊や資源の枯渇、最終処分場の逼迫など、環境・廃棄物問題を引き起こしてきました。

環境への負荷をできるだけ低減し、持続的発展が可能な循環型社会を構築していくためには、生産・流通の段階にまでさかのぼり、廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再利用に積極的に取り組む必要があります。

市では、市民、事業者との協働のもと、廃棄物の減量を図り、良好な環境を確保するため、本計画を策定します。

2 素案の内容

東大和市一般廃棄物処理基本計画（素案）

3 素案に対する基本的な考え方

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき定めるものであり、市政の基本的方向と取り組み内容をまとめた第二次基本構想（改訂）・第四次基本計画を、廃棄物減量の観点から具体的に展開していくものです。

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

平成29年11月1日(水)から11月30日(木)まで(必着)

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 環境部ごみ対策課 (東大和市役所3階8番窓口)

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

環境部ごみ対策課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 環境部ごみ対策課 (東大和市役所3階8番窓口)
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市環境部ごみ対策課宛て
- ・ F A X 042-516-8084
- ・ 電子メール gomigenryou@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成29年12月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・ 電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・ 意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。